

岡山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金融資制度により借入れた融資に係る償還利子の一部について、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会（東児支所を除く）、赤磐商工会（瀬戸支所に限る）(以下「商工会議所等」という。)の推薦を受け、日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う小規模事業者経営改善資金融資(以下「マル経融資」という。)を、平成24年4月1日から平成32年3月31日までの間に受けた者であること。

(2) 市内において事業を営んでいる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

3 第1項に定める補助事業者は、委任状(様式第1号)によりマル経融資を申込み際に推薦を受けた商工会議所等に利子補給金の交付申請及び請求、受領を委任するものとする。

(交付の制限)

第4条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

(1) 補助事業者がマル経融資を資金の使途に従って使用しないとき。

(2) 補助事業者がマル経融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めるとき。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日から同年12月31日まで(平成24年度にあつては、平成24年4月1日から同年12月31日まで)の間に日本政策金融公庫へ支払ったマル経融資に係る約定利息(返済遅延により加算された延滞利息は補助対象外とする。)に1%を乗じ、融資利率で除した額とする。ただし、融資利率が1%以下の場合、支払った利息の額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に、百円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給金の交付の対象となる期間は、約定利息の支払の1回目から12回目までとする。

(交付の申請)

第7条 第3条第3項の規定により委任を受けた商工会議所等(以下「受任商工会議所等」という。)は、補助事業者に代わって利子補給金の交付を受けようとするときは、岡山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して、2月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 岡山市小規模事業者経営改善資金利子補給金実績報告書（様式第3号）
- (2) 岡山市小規模事業者経営改善資金利子補給金利息支払証明書（様式第3号の2）
- (3) 補助事業者の委任状
- (4) 補助事業者の市税滞納無証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、決定通知書（様式第4号）により受任商工会議所等に通知するものとする。

(請求)

第10条 利子補給金の交付決定を受けた受任商工会議所等は、請求書（様式第5号）を市長に提出し、利子補給金の交付を受けるものとする。

(交付結果の報告)

第11条 利子補給金の交付を受けた受任商工会議所等は、ただちに補助事業者に交付するとともに、利子補給金交付結果報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、利子補給金の交付を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金を受けたとき。
- (2) その他市長が不適正と認めるとき。

(書類の保存等)

第13条 利子補給金の交付を受けた補助事業者及び受任商工会議所等は、当該利子補給金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。